

第116回南あわじ市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年12月19日（月）午前10時開議

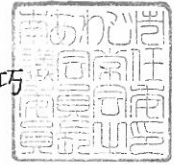
- 第1 議案第64号、議案第69号～議案第71号、議案第73号～議案第84号、議案第89号、議案第92号、議案第100号～議案第102号（21件一括上程）
- 議案第64号 令和4年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第69号 令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第74号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 南あわじ市個人情報保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第80号 南あわじ市個人情報保護審査会条例制定について
- 議案第81号 南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例制定について
- 議案第84号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第89号 定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（サンプル）
- 議案第100号 令和4年度南あわじ市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第101号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第102号 南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例制定について

- 第2 議案第65号～議案第68号、議案第72号、議案第85号～議案第88号、議案第90号～議案第91号、議案第93号～議案第99号（18件一括上程）
- 議案第65号 令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和4年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和4年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第86号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第87号 南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第88号 南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例制定について
- 議案第90号 字の区域の変更について（倭文長田、湊地区）
- 議案第91号 浮体式多目的公園老朽化対策工事請負変更契約の締結について
- 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（火葬場）
- 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（さんゆ〜館）
- 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆ〜ぷる）
- 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（ゆとりっく）
- 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定期間及び施設名称の変更について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）
- 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（伊弉漁港海岸環境施設）
- 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）
- 第3 発委第5号 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 発委第6号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書
- 第5 議員派遣の申し出
- 第6 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

令和4年12月14日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会委員長 土 井 巧



委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

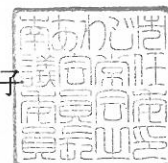
議案番号	件名	結果
議案第64号	令和4年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第69号	令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第70号	令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第71号	令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第73号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第74号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第75号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第76号	南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第77号	南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第78号	南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第79号	南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	原案可決
議案第80号	南あわじ市個人情報保護審査会条例制定について	原案可決
議案第81号	南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第82号	南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第83号	南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例制定について	原案可決
議案第84号	南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第89号	定住自立圏形成協定の変更について	原案可決
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について（サンプル）	原案可決
議案第100号	令和4年度南あわじ市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第101号	南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第102号	南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例制定について	原案可決

令和4年12月15日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会委員長 吉 田 良 子



委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第65号	令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第66号	令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第67号	令和4年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第68号	令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第72号	令和4年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第85号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第87号	南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第88号	南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例制定について	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第90号	字の区域の変更について（倭文長田、湊地区）	原案可決
議案第91号	浮体式多目的公園老朽化対策工事請負変更契約の締結について	原案可決
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について（火葬場）	原案可決
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について（さんゆ〜館）	原案可決
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について（ゆーぷる）	原案可決
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について（ゆとりっく）	原案可決
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定期間及び施設名称の変更について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）	原案可決
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について（伊弉漁港海岸環境施設）	原案可決
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）	原案可決

(別紙)

議案第86号南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
に対する附帯決議

今回の南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定については、現状、神道ふれあい公園利用者の市民の多くの方々が、トイレ利用で困っており、早急に対処しなくてはならない。したがって、市としてはトイレ設置に向けて、早急に検討し実施すること。並びに、屋根付きの休憩施設がなく、夏場炎天下で困っている方も多いため、東屋の設置も含めて、実施することを要望します。

なおかつ、その施設の屋根部材は、淡路瓦を使用することも併せて要望します。

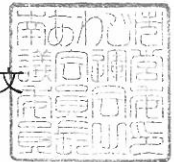
発委第5号

令和4年12月19日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文



南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100 分の 220	100 分の 176	100 分の 132	100 分の 66

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表中「100 分の 220」とあるのは「100 分の 225」と、「100 分の 176」とあるのは「100 分の 180」と、「100 分の 132」とあるのは「100 分の 135」と、「100 分の 66」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定（次項において「改正後の条例の規定」という。）は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="232 657 1025 801"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td>100分の215</td> <td>100分の172</td> <td>100分の129</td> <td>100分の64.5</td> </tr> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 657 1899 801"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td>100分の220</td> <td>100分の176</td> <td>100分の132</td> <td>100分の66</td> </tr> </table> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>(令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>10 令和4年12月に支給する期末手当に関する第5条第3項の規定の適用については、同項の表中「100分の220」とあるのは「100分の225」と、「100分の176」とあるのは「100分の180」と、「100分の132」とあるのは「100分の135」と、「100分の66」とあるのは「100分の67.5」とする。</u></p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の220	100分の176	100分の132	100分の66	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の220	100分の176	100分の132	100分の66															

提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に準拠し、期末手当を引き上げる改正をする一般職及び特別職と同様に、議員についても期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

その内容は、6月と12月に支給される期末手当2.15月をどちらも2.20月とし、期末手当を年間で0.10月引き上げるものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和4年度の引上げに相当する額を令和4年12月に支給する期末手当に増額する特例措置を定めております。

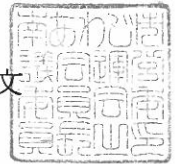
発委第6号

令和4年12月19日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文



オンライン本会議の実現に必要なとなる
地方自治法改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

オンライン本会議の実現に必要なとなる 地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者等により、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生している。

また、近年頻発している自然災害等や、少子高齢化が進む中で、育児や介護、自らの疾病など、議員を取り巻く事情が多様化していくことも鑑みると、今後、議員が議場に参集できない事態の増加が想定される。

二元代表制の一翼を担う議会の権能が発揮できず、市民の負託に応えることができなくなる事態を回避するためには、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない場合においても、議案審議や表決などが行えるよう議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付、総行行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

意見書提出先

衆議院議長	細田博之様 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
参議院議長	尾辻秀久様 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄様 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
総務大臣	松本剛明様 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

提出の理由

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生しています。

また、近年頻発している自然災害等や、少子高齢化が進む中で、今後、議員が議場に参集できない事態の増加が想定されるため、二元代表制の一翼を担う議会の権能が発揮できず、市民の負託に応えることができなくなる事態を回避する必要があります。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要望するため、関係機関に意見書を提出するものです。

議員派遣申出書

令和4年12月19日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

1 南あわじ市賀詞交換会

- (1) 目的 交換会
- (2) 派遣場所 Hotel & Resorts MINAMIWAJI
- (3) 期間 令和5年1月4日
- (4) 派遣議員 全議員

2 南あわじ市消防団初出式

- (1) 目的 初出式
- (2) 派遣場所 三原健康広場グラウンド
- (3) 期間 令和5年1月8日
- (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

3 南あわじ市二十歳のつどい

- (1) 目的 式典
- (2) 派遣場所 文化体育館
- (3) 期間 令和5年1月8日
- (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

4 淡路瓦工業組合「講演会」並びに「新年互礼会」

- (1) 目的 講演会・互礼会
- (2) 派遣場所 観光旅館うめ丸
- (3) 期間 令和5年1月19日
- (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員長

5 東播・淡路市議会議長会定例会

- (1) 目的 定例会
- (2) 派遣場所 福良地区公民館
- (3) 期間 令和5年1月24日
- (4) 派遣議員 正副議長

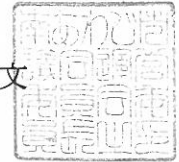
令和4年12月19日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

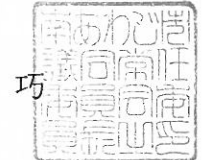
令和4年12月19日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会

委員長 土 井



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

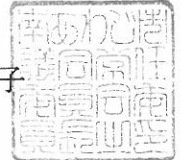
令和4年12月19日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会

委員長 吉 田 良 子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

令和4年12月19日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 北 条 志 津 子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄